

岐阜県短期影響調査実施要領

施行 平成 27 年 3 月 17 日付け環管第 614 号
最終改正 令和 8 年 4 月 1 日付け環管第 75 号

第 1 目的

この要領は、新たに掘削又は増掘（以下「掘削等」という。）された源泉による周辺源泉への影響を把握するため、短期影響調査の実施に関し必要な事項を定め、もって温泉資源の保護に資することを目的とする。

第 2 定義

この要領において、「開発源泉」とは動力を装置しようとする源泉又は掘削等工事が完了した自噴泉（蒸気泉を含む。以下同じ。）である源泉をいう。

また、「付近既存源泉」とは開発源泉の周辺 500m 以内にあるすべての既存源泉をいう。ただし、開発源泉が「岐阜県温泉掘削、増掘及び動力装置許可申請要領（平成 27 年 3 月 17 日付け環管第 612 号。以下「申請要領」という。）」に定める区分 2 又は区分 3 に該当する規模であって、周辺 500m 以内に既存源泉がない場合は、「岐阜県温泉掘削等に係る事業説明会等実施要領（平成 27 年 3 月 17 日付け環管第 613 号）」第 3 (2) に定める事業説明会の対象範囲内にある源泉のうち、最も距離が近いものを付近既存源泉とする。

第 3 対象

1 温泉の動力装置許可申請をしようとする場合

申請者は、申請要領に定める区分 2 又は区分 3 に該当する動力装置許可申請をしようとするときは、当該動力を装置しようとする源泉を開発源泉と位置付け、第 4 から第 6 までに定める短期影響調査（以下「調査」という。）を実施すること。

なお、調査にあたって第 4 に示した準備が必要となり、第 7 に示すとおり調査結果を申請書に添付する必要があることから、申請地を管轄する県事務所又は岐阜地域環境事務所と十分な事前相談を行い、余裕をもって準備すること。

2 自噴泉を掘削等した場合

温泉の掘削等の許可を受けた者は、申請要領に定める区分 2 又は区分 3 に該当する自噴泉の掘削等工事を完了したときは、当該自噴泉を開発源泉として位置づけ、原則として工事完了届出を行うまでに調査を実施すること。

第 4 準備

1 付近既存源泉所有者に対する調査協力依頼

(1) 調査実施者による依頼

第 3 の 1 又は 2 により調査を実施しようとする者（以下「調査実施者」という。）は、付近既存源泉所有者に対して調査への協力を依頼し、その結果を調査協力等状況報告書（要領様式 1）

により県に報告するものとする。

(2) 県による依頼

県は、調査実施者から調査協力等状況報告書の提出を受けたときは、調査実施の調整がついていない付近既存源泉の所有者に対し、調査への協力を依頼するものとする。

2 調査の対象源泉

調査の対象源泉は、開発源泉及び付近既存源泉とする。

ただし、(1)及び(2)の依頼によっても協力が得られない場合は、当該付近既存源泉は調査の対象外として取り扱うものとする。また、調査の対象源泉のうち、特別の事由により調査が困難な源泉がある場合には、当該源泉について状況説明書（要領様式2）を提出し県と協議すること。

3 調査日程の選定

調査日程を選定するに当たっては、付近既存源泉の利用状況に配慮するとともに、降雨、気圧変化等に留意し、これらが著しくなると予想される場合は、日程選定後であってもその変更を検討すること。

第5 実施項目等

1 調査の段階

調査は、事前試験、本試験及び事後試験とし、この順に実施する。ただし、事前試験及び本試験を実施した結果、両試験間で付近既存源泉の試験項目の値に変化がないと認められる場合は、事後試験の実施を省略することができる。

なお、事前試験、本試験及び事後試験は連続して実施することが望ましい。

2 試験項目等

原則として以下の項目について試験する。

(1) 開発源泉

水位又は孔口圧力、泉温及び揚湯量

(2) 付近既存源泉

区分	未利用泉	利用泉
自噴泉	孔口圧力、泉温及び湧出量	孔口圧力、泉温及び湧出量
動力揚湯泉	静水位	動水位（可能であれば静水位）、泉温及び揚湯量

3 試験項目の測定間隔の目安

測定開始後の経過時間	開始 10 分まで	10～30 分	30～60 分	60～120 分	120 分～
測定間隔	1 分	5 分	10 分	30 分	60 分

4 単位と表示

測定項目	単位	表示
泉温	℃	小数点第 1 位
水位	m	小数点第 2 位（基準地点は地表面）
孔口圧力	機器の指示値	（同左）
湧出量（揚湯量）	L/分	整数

第6 各試験における実施方法

1 事前試験（開発源泉を揚湯又は自噴（以下「揚湯等」という。）しない状態での測定）

(1) 手法

開発源泉の影響が生じていない状況を把握するため、開発源泉を揚湯等する前に、開発源泉の静水位及び付近既存源泉の各試験項目を測定する。なお、利用している付近既存源泉にあつては、その湧出量の変動に伴う水位変化等を避けるため、試験の実施の数日前から事後試験終了までの間、できるだけ湧出量を一定に保つよう付近既存源泉所有者に依頼しておくものとする。

(2) 試験期間

24 時間以上とする。ただし、付近既存源泉の測定値が安定しない場合は、3 日を限度に測定値が安定するまで試験を継続するものとする。

2 本試験（開発源泉を揚湯等している状態での測定）

(1) 手法

開発源泉を揚湯等したときの付近既存源泉への影響の有無とその程度を把握するため、原則として5段階を目処に揚湯等量区分を設け（揚湯の場合は、別途開発源泉について実施した揚湯試験の結果から把握する適正揚湯量を最大として揚湯量区分を設け）、各揚湯等量区分での揚湯等量を継続して揚湯等し、開発源泉及び付近既存源泉の試験項目を測定する。

(2) 試験期間

揚湯等量区分1段階ごとに1日以上、計5日以上とする。

3 事後試験（開発源泉の揚湯等を終了した状態での測定）

(1) 手法

本試験時に出現した付近既存源泉の試験項目の測定値の変動が、開発源泉の揚湯等によるものかどうかを確認するため、開発源泉の揚湯等を終了した後、付近既存源泉の試験項目を測定する。

(2) 試験期間

24 時間以上とする。ただし、測定値が事前試験により把握した源泉の状態まで回復していない場合には、3 日を限度に当該状態に回復するまで試験を継続するものとする。

第7 調査結果のまとめと提出

1 調査結果のまとめ

調査実施者は、調査結果と影響評価を短期影響調査結果報告書（要領様式3）にまとめること。

2 調査結果の提出

(1) 温泉の動力装置許可申請をしようとする場合

申請要領に定める区分2又は区分3に該当する動力装置許可申請をしようとするときは、当該申請書に短期影響調査結果報告書を添付して提出すること。

(2) 自噴泉を掘削等した場合

申請要領に定める区分2又は区分3に該当する自噴泉の掘削等工事を完了したときは、原則として工事完了届に短期影響調査結果報告書に添付して提出すること。

第8 その他

調査実施者は、この要領に従って調査を実施することが困難な場合にあつては、県に対し協議するものとし、県は、協議があつたときは、その状況に応じて必要な指導を行うものとする。

第9 附則

この要領は、平成27年3月17日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年11月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

状況説明書

年 月 日

住所

氏名

下記 1 の付近既存源泉につきまして、2 の理由により調査が困難な状況にあることを報告します。

1. 調査が困難である付近既存源泉

源泉名	所在地	開発源泉 からの距離

2. 調査が困難である理由

短期影響調査結果報告書 (1 / 3)

調査実施日	年 月 日 ~ 年 月 日			
調査実施者	住 所	TEL		
	氏 名	(担当者:)		
開発源泉	所在地			
	源泉名			
	深 度	m	口 径	mm
付近既存源泉 1	所在地			
	源泉名			
	深 度	m	口 径	mm
付近既存源泉 2	所在地			
	源泉名			
	深 度	m	口 径	mm
試 験 結 果				
事 前 試 験				
	水位 (孔口圧力) GL - (m)	湧出量 (揚湯量) (L / 分)	泉 温 (°C)	備 考
開発源泉				
付近既存源泉 1				
付近既存源泉 2				
本 試 験				
開発源泉				
付近既存源泉 1				
付近既存源泉 2				
事 後 試 験				
開発源泉				
付近既存源泉 1				
付近既存源泉 2				

- 注) 1 試験結果には、安定状態であるときの数値を記載すること。
 2 付近既存源泉が多いときなど、本様式により記載できない場合は、別途任意の様式により結果報告書を作成すること。

短期影響調査結果報告書（3 / 3）

- ・ 調査結果から得られた周辺源泉への影響評価と影響予測について記載すること
- ・ 調査が実施できない付近既存源泉がある場合には、その他に実施した調査の結果等から当該付近既存源泉への影響を推定すること